

Q



パナマ文書の影響でペーパーカンパニーに対する課税のあり方が変わるそうですが、どう変わるのでしょうか？

A



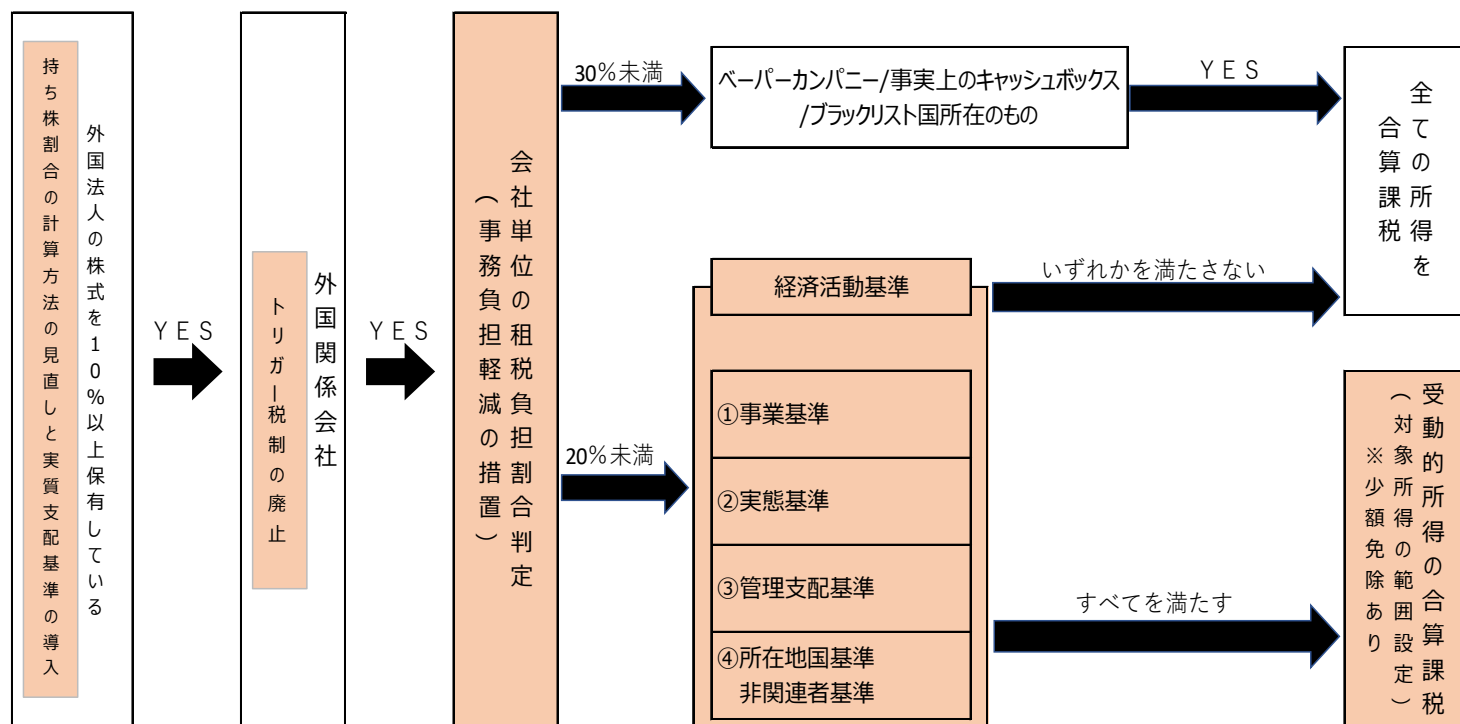
外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）が変更となりました。ペーパーカンパニーのほか経済活動の実態のない会社の租税回避行為に対してより的確な抑制がされることとなります。

●改正概要●

タックスヘイブン税制 **増税**

- ・外国関係者の判定における**実質支配基準の導入**と**間接保有割合の算定方法**の見直しがなされます。
- ・**トリガー税率**が廃止されます。
- ・**特定の外国関係者（ペーパーカンパニー等）**に対して課税強化措置が講じられます。
- ・その他各要件・範囲の見直しがなされます。

【改正後フローチャート】



外国子会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度について適用開始



POINT



ペーパーカンパニーに対する課税を強化するとともに、日本企業の健全な海外展開を阻害しないよう制度の見直しが行われたと考えられます。